

掛川市規則第28号

掛川市財産管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成25年6月28日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市財産管理規則の一部を改正する規則

掛川市財産管理規則（平成17年掛川市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第30条を次のように改める。

（貸付期間）

第30条 普通財産の貸付期間は、別に定める場合を除き、次の期間とする。

- (1) 建物の所有を目的として土地及び土地の定着物（建物を除く。以下同じ。）を貸し付ける場合において、借地借家法（平成3年法律第90号）第22条の規定に基づく借地権の存続期間を設定する場合 50年以上
  - (2) 専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く。次号において同じ。）の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法第23条第1項の規定に基づく借地権の存続期間を設定する場合 30年以上50年未満
  - (3) 専ら事業の用に供する建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法第23条第2項の規定に基づく借地権の存続期間を設定する場合 10年以上30年未満
  - (4) 前3号の場合を除くほか、建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 30年以内
  - (5) 前各号の場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 20年以内
  - (6) 建物その他の物件を貸し付ける場合 10年以内
- 2 貸付期間は、前項第1号から第3号までの場合を除き、更新することができる。この場合においては、更新のときから前項各号に規定する期間を越えることができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。